

7 豊教生文第126-1号  
令和7年11月26日

豊前市監査委員 林 田 冷 子 様  
豊前市監査委員 郡 司 掛 八 千 代 様

豊前市教育委員会  
教育長 中島 孝博  
(生涯学習課)

### 公の施設の指定管理者監査の結果について(回答)

令和7年8月に実施されました公の施設の指定管理者監査においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

##### 1. 申請手続きについて

豊前市市民会館の使用申請に対して、使用を許可する場合は、豊前市市民会館の設置及び管理運営に関する条例施行規則第2条第2号により豊前市市民会館使用許可書を交付すると規定されているが、その手続きが行われていないことがわかった。これに対し、豊前市立多目的文化交流センターの使用申請に対しては、規定に沿い、使用許可書を交付していた。これは、直営であった頃からの事務の踏襲であるとのことであるが、規定に沿った事務の遂行をお願いしたい。

また、豊前市立多目的文化交流センター使用(変更・取消)申請書の冷暖房使用料・備品使用料欄が未記入であったので、料金が確定した時点で記入するようにしていただきたい。

これらの事務について、所管課は現状を把握しながら指導を行っていなかった。根拠となる規定に基づくよう事務を監督し、規定が現状にそぐわないようであれば、規定等を改善する検討をされたい。

#### 【措置内容】

豊前市市民会館の使用申請に対する使用許可書については、豊前市市民会館の設置及び管理運営に関する条例施行規則第2条第2号の規定に従った手続きにより交付する事に改めるとともに、現状の事務取扱に沿った規程の変更について検討します。

豊前市立多目的文化交流センター使用(変更・取消)申請書の冷暖房使用料・備品使用料欄については料金が確定した時点で記入するようにします。

## 2. 備品台帳の整備について

指定管理者管理運営の基準の「第4 施設の維持管理に関する業務基準」に、指定管理者は、備品台帳を作成のうえ、備品の管理を確実にし、年に1回の確認を行うこととなっている。備品は、貴重な財産であることから、現有状況が常に正確に把握できるよう適切な備品管理に努められたい。

また、基本協定書の「第4章 備品等の扱い」において、指定管理者は自己の費用等により購入又は調達した備品等と市が貸与している備品等を明確に区別して管理しなければならないと示されている。さらに、管理運営の基準には、指定管理者に帰属する備品については、豊前市の備品と区別し、別の台帳に管理することと示されている。財産の所有権区分について明確にするため、所有者ごとの備品台帳の整備が必要である。

### 【措置内容】

指定管理者に帰属する備品については、豊前市の備品と区別し、所有者毎の台帳管理するようにします。年1回の確認では、購入については納品書等の確認をし、廃棄、移動、寄付等については関係書類と突合することにより、漏れのないよう整備することに努めます。

## 3. 指定管理者制度の導入について

指定管理者制度は、公の施設を民間のノウハウを活かして、経済性や効率性を向上させ管理運営する制度である。そして、所管課はその業務に対し、指導監督や効果の確認を行わなければならない。

文化施設においても効率的な運営は重要であり、施設の専門性や機能の継続性を担保する工夫も取り入れつつ、直営で運営されていた時よりもサービス・事業の質の向上を図ることが目的となる。しかし、豊前市市民会館は老朽化が進み、施設を活用した自主事業を大きく展開することが出来ず、豊前市立多目的文化交流センターは自主事業を実施していない。公の施設の管理に民間の能力を活用するという、指定管理者制度の本来の目的に対し、その実力を発揮していない状況にある。本来の目的を達成することが困難であるならば、指定管理者制度を見直し、新たな施設運営を検討し、文化事業の再構築を進める必要があると考える。

### 【措置内容】

豊前市市民会館は築60年を超えた老朽化した建物のため、固定座席のホールを有する市内唯一の施設ではありますが多くの不安要素を抱え、ご指摘の通り、現状よりも発展的な事業を実施するのは無理な状況です。

豊前市公共施設等総合管理計画において、廃止・集約等更新施設量を減らし、更新・維持管理費用の縮減に努める事が示されております。豊前市市民会館は、旧耐震基準で対症的な事後保全による施設維持となっているため、廃止・集約等の施設として整理する方向について検討します。

一方、多目的文化交流センターでは貸館業務が中心ですが、指定管理者は徐々に多目的文化交流センターを会場とする自主文化事業を実施しています。ミニコンサートに始まり、令和6年度以降は美術の展覧会も実施して、こうした自主事業を通して市民会館を中心に実施してきた文化事業がどの程度多目的文化交流センターでも実施できるか、多目的文化交流センターならではの事業は何か、を探りつつ検討しています。ただ、多目的文化交流センターも建物の構造上、文化事業の実施については多くの課題があり、現状で市民会館の代替機能をそのまま引き継ぐことは不可能です。

したがって、多目的文化交流センターや他の社会教育系施設及び市民文化施設の利活用状況や利用者ニーズを把握し、今後の文化事業の展開も含め、指定管理者制度の見直しを進めます。

#### 4. 指定管理料について

指定管理料は、施設の管理運営を行うために必要な費用である。通常は収支均衡すると考えられるが、指定管理者の経営努力によって利用料収入が増加した場合、経費の節減がされた場合に余剰金が生じる。余剰金が指定管理者の経営努力によるものであることが明らかなものは問題ないが、当初の指定管理料の積算が粗雑で、協定額と収支決算書との差額について原因究明する必要があるにもかかわらず、実施されていない場合は問題となる。指定管理料の原資は公金（税金）である。よって、指定管理料の算定に当たっては、人件費を含めた施設管理費を詳細に算定することが極めて重要であり、厳正的確な算定が強く求められる。

##### 【措置内容】

指定管理料の積算については、詳細な項目の積み上げを行うとともに、指定管理者より提出される収支予算書及び収支決算書において施設の管理運營業務費と自主事業費との区分と内訳を明確にするよう指導し、比較を行なうようにします。

予算額と決算額の差額が生じる原因は、自主事業費ではコロナ禍等の条件下で予定していた事業の縮小変更により生じた余剰金やイベントのチケット等売上料の増減、管理運営費では施設使用料収入の増減、経費節減など企業努力の結果の反映、修繕の頻度、人件費の値上がり等が考えられます。増減とその原因を明確にして、今後の指定管理料を適切に算定することに努めます。